○八王子市福祉ホーム事業補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）

平成20年4月1日施行

改正　平成20年11月1日　平成21年4月1日
平成29年4月1日　平成31年4月1日
令和3年4月1日

第１　通則

八王子市福祉ホーム事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２　交付の目的

この要綱は、社会福祉法人が実施する福祉ホーム事業（以下「福祉ホーム事業」という。）に要する経費を当該法人に補助することにより、障害者の自立した地域生活を支援することを目的とする。

第３　交付の対象

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下法という。)第5条第28項に規定する福祉ホーム(以下福祉ホームという。）事業とする。

第４　補助事業者

この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）の要件は、次に掲げるものとする。

（ア）　八王子市内において補助事業を行う者

（イ）　八王子市外において補助事業を行う者で福祉ホーム入居前の居住地が八王子市である者を受け入れており、かつ、特に市長が認める者

第５　補助金の交付額

この補助金の交付額及び対象経費は、福祉ホーム入居前の居住地が八王子市である者１人１箇月当たりを基準に決定することとし、交付基準額及び対象経費は別表１のとおりとする。

第６　申請手続

この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人（以下「申請者」という。）は、月の１日において入居者に変更があった場合には、補助金交付申請書（第１号様式）に補助金等の交付の手続き等に関する規則第6条に定める事業計画書、予算書、収支計画書およびその他必要な書類（以下、添付書類という。）を添えて、当該月末日以降、翌月１０日までに提出しなければならない。ただし、同一年度における２回目以降の申請においては、添付書類を省略することができる。

第７　交付の決定等

市長は、第６による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、適当と認めた場合は交付を決定し、補助金交付決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知する。

第８　交付の条件

この補助金の交付の条件は、別表２のとおりとする。

第９　申請の撤回

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付の条件に異議があるときは、申請者は交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 10　補助金の請求

第７の規定による交付の決定を受けた申請者は、請求書（第 3 号様式）により、市長に請求するものとする。

第 11　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から 30 日以内に、実績報告書（第 4 号様式）に補助金等の交付の手続き等に関する規則第 12 条に定める事業報告書及び決算又は収支精算書その他必要な書類を添え、市長に提出し、精算すること。

第 12　補助金の額の確定

市長は、実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第 5 号様式）により、補助事業者に通知する。

第 13　その他

この補助金は、国・都制度の改定時を終期として見直しを行うこととする。

附　則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表１

入居者	対象経費	基準額 （1人1箇月当たり） （基準日・各月の初日）
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者	補助事業の実施のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入等	23,000円

（注）

交付基準額の算定の対象となる入居者は、福祉ホーム入居前の居住地が八王子市であるものとする。ただし、当該福祉ホーム入居前に他の福祉ホーム、法第5条第1項で定める療養介護、施設入所支援及び共同生活援助のサービスを行う施設、宿泊型自立訓練のサービスを行う施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する施設又は精神科病院（以下これらを「福祉ホーム特定施設」という。）に入所等をしていた者で、当該福祉ホーム特定施設に入所等をする前に有していた居住地（継続して2以上の福祉ホーム特定施設に入所等をしている者については、最初に入所等をした福祉ホーム特定施設に入所等をする前に有した居住地）が八王子市である者を含むとする。

別表２

交付の条件

１　補助金の交付は、概算払とする。

２　事情変更による決定の取消等

市長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

３　承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。（ただし、軽微なものは除く。）

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

４　事故報告等

補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

５　状況報告

補助事業者は、市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

６　遂行命令等

（１）　市長は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

（２）　補助事業者が(１)の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

７　是正のための措置

市長は、５の(１)の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずる。

８　決定の取消

（１）　市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

（2）（1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

9　補助金の返還

市長は、1又は7の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

10　他の補助金等の一時停止等

市長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納額とを相殺する。

11　関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

12　事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

13　暴力団排除

八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第23号）第2条に規定するものでないこと。